



歴史的風致形成建造物一覧


指定番号	建造物の名称	建造物の所在地	指定年月日
第1号	長刀山山蔵	長浜市朝日町302番地	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第2号	月宮殿山蔵	長浜市朝日町43番地、45番地	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第3号	萬歳樓山蔵	長浜市朝日町1番地	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第4号	狸々丸山蔵	長浜市朝日町519番地	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第5号	春日山山蔵	長浜市南呉服町537番	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第6号	孔雀山山蔵	長浜市元浜町1125番地11	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第7号	壽山山蔵	長浜市元浜町723番地	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第8号	高砂山山蔵	長浜市宮前町26番地	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第9号	常磐山山蔵	長浜市南呉服町297番地7	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第10号	諫鼓山山蔵	長浜市元浜町6番地1	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第11号	鳳凰山山蔵	長浜市元浜町607番地3	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第12号	青海山山蔵	長浜市元浜町252番地1	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第13号	翁山山蔵	長浜市元浜町1364番地	平成23年3月21日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第14号	大通寺台所門	長浜市元浜町32番地	平成27年3月27日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第15号	大通寺鐘楼	長浜市元浜町32番地	平成27年3月27日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第16号	大通寺山門附山廊	長浜市元浜町32番地	平成27年3月27日(第1期) 令和2年8月26日(第2期)
第17号	黒壁ガラス館本館 (旧第百三十銀行 長浜支店)	長浜市元浜町729番地	令和3年3月15日


歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第1号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	長刀山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市朝日町302番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化文政以前		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	小舟町組長刀山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	小舟町組長刀山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成25年度		保存修理事業	西面の漆喰壁修理・雨樋修理
令和元年度（平成31年度）		保存修理事業	北面と西面の漆喰壁修理
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第1号（平成23年3月21日指定）		


歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第2号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	月宮殿山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市朝日町43番地、45番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化13年（1816）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	田町組月宮殿		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	田町組月宮殿		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第2号（平成23年3月21日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第3号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	萬歳樓山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市朝日町1番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	享和2年頃（1802）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	瀬田町組萬歳樓		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	瀬田町組萬歳樓		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法 第 12 条 第 1 項 に 規 定 す る 土 地 又 は 物 件 の 範 囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年 月 日	文 書 番 号	手 続 の 種 類	手 続 の 概 要
平成27年度		保存修理事業	土間修理
指 定 の 解 除 年 月 日			
指 定 の 解 除 の 事 由			
そ の 他 特 記 事 項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第3号（平成23年3月21日指定）		


歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第4号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	猩々丸山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市朝日町519番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	天保11年（1840）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	船町組猩々丸		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	船町組猩々丸		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成22年8月		保存修理事業	雨樋の取替え
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第4号（平成23年3月21日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第5号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	春日山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市北船町285番地3		
建 造 物 の 建 築 年 代	天保12年（1841）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	本町組春日山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	本町組春日山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第5号（平成23年3月21日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第6号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	孔雀山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町1125番地11		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化12年頃（1815）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸町共有財産管理委員会		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸町共有財産管理委員会		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成22年度		保存修理事業	漆喰壁（南面）の塗替え
平成23年度		保存修理事業	漆喰壁（西面）の塗替え
平成24年度		保存修理事業	漆喰壁（北面）の塗替え及び北面の板張りの延長
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第6号（平成23年3月21日指定）		


歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第7号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	壽山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町723番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化8年（1811）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	大手町組壽山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	大手町組壽山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成28年度		保存修理事業	正面大扉の漆喰修理
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第7号（平成23年3月21日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第8号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	高砂山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市宮前町26番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化13年頃（1816）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	宮町組高砂山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	宮町組高砂山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に 規定する土地又は 物 件 の 範 囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
そ の 他 特 記 事 項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第8号（平成23年3月21日指定）		


歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第9号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	常磐山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市南呉服町297番地7		
建 造 物 の 建 築 年 代	嘉永3年（1845）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	呉服町組常磐山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	呉服町組常磐山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成25年度		保存修理事業	東面の鉢巻壁塗り替え
平成30年度		保存修理事業	西面の鉢巻壁塗り替え及び樋取り替え 南面の板張り部分補修
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第9号（平成23年3月21日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第10号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	諫鼓山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町6番地1		
建 造 物 の 建 築 年 代	寛政10年（1718）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	一般社団法人御堂前組諫鼓山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	一般社団法人御堂前組諫鼓山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に 規定する土地又は 物 件 の 範 囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成30年度		保存修理事業	正面右袖漆喰壁塗り替え
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
そ の 他 特 記 事 項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第10号（平成23年3月21日指定）		


歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第 1 1 号		
指 定 年 月 日	令和 2 年 8 月 2 6 日 (第 2 期 計 画) 平成 2 3 年 3 月 2 1 日 (第 1 期 計 画)		
建 造 物 の 名 称	鳳凰山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町 6 0 7 番地 3		
建 造 物 の 建 築 年 代	文政 1 2 年 頃 (1 8 2 9)		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	祝町組鳳凰山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	祝町組鳳凰山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法 第 1 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 土 地 又 は 物 件 の 範 囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年 月 日	文 書 番 号	手 続 の 種 類	手 続 の 概 要
指 定 の 解 除 年 月 日			
指 定 の 解 除 の 事 由			
そ の 他 特 記 事 項	滋賀県有形民俗文化財 (昭和60年3月29日指定) 景観重要建造物・第 1 1 号 (平成23年3月21日指定)		


歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第12号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	青海山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町252番地1		
建 造 物 の 建 築 年 代	宝暦5年頃（1755）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	北町組青海山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	北町組青海山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成25年度		保存修理事業	北面の漆喰壁修理
平成27年度		保存修理事業	南面の漆喰壁修理
平成28年度		保存修理事業	屋根瓦葺替、鉢巻修理、軒樋・堅樋取替修理
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第12号（平成23年3月21日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第13号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成23年3月21日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	翁山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町1364番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化文政前後		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	伊部町組翁山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	伊部町組翁山		
指 定 の 理 由	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 景観重要建造物・第13号（平成23年3月21日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第14号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成27年3月27日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	大通寺台所門		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町32番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	天正16年（1588）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
指 定 の 理 由	古くから御坊さんの名で親しまれてきた大通寺は、その大規模な歴史的建造物群によって本市固有の町並み景観を構成する中心に位置していることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法 第 12 条 第 1 項 に 規 定 す る 土 地 又 は 物 件 の 範 囲			
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年 月 日	文 書 番 号	手 続 の 種 類	手 続 の 概 要
平成22・23年度		保存修理事業	本瓦葺屋根の全面葺き替え等
指 定 の 解 除 年 月 日			
指 定 の 解 除 の 事 由			
そ の 他 特 記 事 項	長浜市指定有形文化財（昭和41年12月9日指定） 景観重要建造物・第14号（平成27年3月27日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第15号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成27年3月27日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	大通寺鐘楼		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町32番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	延宝3年（1675）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
指 定 の 理 由	古くから御坊さんの名で親しまれてきた大通寺は、その大規模な歴史的建造物群によって本市固有の町並み景観を構成する中心に位置していることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法 第 12 条 第 1 項 に 規 定 す る 土 地 又 は 物 件 の 範 囲			
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年 月 日	文 書 番 号	手 続 の 種 類	手 続 の 概 要
平成24年度		保存修理事業	檜皮葺屋根の全面葺き替え等
指 定 の 解 除 年 月 日			
指 定 の 解 除 の 事 由			
そ の 他 特 記 事 項	長浜市指定有形文化財（平成6年4月1日指定） 景観重要建造物・第15号（平成27年3月27日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第16号		
指 定 年 月 日	令和2年8月26日（第2期計画） 平成27年3月27日（第1期計画）		
建 造 物 の 名 称	大通寺山門附山廊		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町32番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化9年（1812）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
指 定 の 理 由	古くから御坊さんの名で親しまれてきた大通寺は、その大規模な歴史的建造物群によって本市固有の町並み景観を構成する中心に位置していることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲			
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成25・26年度		保存修理事業	本瓦葺屋根の全面葺き替え等
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	長浜市指定有形文化財（昭和63年3月8日指定） 景観重要建造物・第16号（平成27年3月27日指定）		

歴史的風致形成建造物管理台帳			
指 定 番 号	第17号		
指 定 年 月 日	令和3年3月15日		
建 造 物 の 名 称	黒壁ガラス館本館（旧第百三十銀行長浜支店）		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町729番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	明治33年（1900）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	株式会社 黒壁		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	株式会社 黒壁		
指 定 の 理 由	旧第百三十銀行長浜支店として建築された黒壁ガラス館本館は、長浜のまちづくりの原点となった歴史的建造物であり、曳山祭の舞台となる町並み景観を形成する重要な要素であることから、歴史的風致形成建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第12条第1項に 規定する土地又は 物 件 の 範 囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
そ の 他 特 記 事 項	国登録有形文化財（平成8年12月20日登録） 景観重要建造物・第17号（令和3年3月15日指定）		